

高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託
受託者選定に係る
公募型プロポーザル説明書

令和7年4月
高石市

目 次

1. 高石消防署(高師浜出張所)改築の目的	P2
2. 委託業務の概要	P2
3. 公募型プロポーザルの概要	P2
4. 公募型プロポーザルのスケジュールと手続き	P3
5. 高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託に係る公募型プロポーザルの参加資格要件	P9
6. 提案書提出者及び最優秀提案者の選定基準	P11
7. 高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務 特記仕様書	P16
8. 契約締結	P16
9. 留意事項	P17
10. 関係資料等	P18

1. 高石消防署(高師浜出張所)改築の目的

高石消防署(高師浜出張所)「以下、高師浜出張所」は昭和45年6月に建設された消防署であり、現在は建設から54年が経過している。本市においては、堺市消防局に消防事務を委託していることから、堺市消防局策定の「消防庁舎建設・改修基本計画」の指針を参照し、本市消防施設の整備指針としているが、この計画に基づく消防庁舎の耐用年数は60年と規定されており、高師浜出張所においては令和12年をもって耐用年数満了となる。

現在の施設は経年による老朽化が進んでいるほか、設備機能等の不足も大きな課題であり、耐用年数の満了のみならず、災害対策拠点としての施設の能力不足が著しいという観点からも施設の更新が必要であると考えられる。

このような現状を踏まえ、施設の耐久性や機能等の充実を図り、近年発生が懸念されている南海トラフ巨大地震を含めた各種災害発生時において、適切な災害対策機能が発揮できる消防施設とすることを旨とし、改築を行うものである。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託

(2) 委託業務の内容

高石消防署(高師浜出張所)改築工事に係る設計等業務

[※業務の詳細は、別紙「高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託 特記仕様書」による]

(3) 委託業務の履行期間

契約日(令和7年7月中旬予定)から令和8年5月29日まで

(4) 提案限度額

77,635,000円(消費税抜き)

3. 公募型プロポーザルの概要

(1) 公募型プロポーザルの内容

高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務の委託にあたり、参加表明書及び技術提案書「以下、提案書」の提出を求め、『高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務受託者選定委員会「以下、選定委員会」』に諮って評価を行い、最優秀提案者を選定し、当該業務の受託者を決定する。

なお、本プロポーザルは、当該業務に最も適した設計者の選定を目的としており、提案内容による計画を選定するものではないため、必ずしも提案内容の通りに設計が実施されるものではない。

ただし、計画内容は高石消防署(高師浜出張所)整備基本計画に基づくものとする。

(2) 公募型プロポーザルの対象とする高石消防署(高師浜出張所)改築工事の概要

本対象施設の改築概要は、「高石消防署(高師浜出張所)整備基本計画」に基づくものとする。

[高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ]

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/soumu/shisetsukanri_ka/4531.html

4. 公募型プロポーザルのスケジュールと手続き

内 容		日 程
1	プロポーザル説明書等の配布期間	令和7年4月14日(月)から令和7年5月14日(水)まで
2	参加表明書に関する質疑書の提出期間	令和7年4月14日(月)から令和7年5月8日(木)まで
3	参加表明書に関する質疑の回答日	令和7年5月12日(月)
4	参加表明書提出期間	令和7年4月14日(月)から令和7年5月14日(水)まで
5	提案書提出者の選定結果通知	令和7年5月19日(月)発送
6	提案書に関する質疑書の提出期間	令和7年5月21(水)から令和7年5月30日(金)まで
7	提案書に関する質疑の回答日	令和7年6月4日(水)
8	提案書の提出期間	令和7年6月9日(月)から令和7年6月20日(金)まで
9	プレゼンテーション審査	令和7年7月1日(火)
10	最優秀提案者の選定結果通知	令和7年7月上旬予定
11	評価結果の公表	令和7年7月中旬予定
【提出場所(事務局)】 高石市役所 総務部 施設管理課 (高石市役所本館2階) 〒592-8585 高石市加茂4丁目1-1 ☎072-275-6418(直通) E-mail eizen@city.takaishi.lg.jp		

(1)公募型プロポーザル説明書(以下「説明書」という。)等の配布

令和7年4月14日(月)から令和7年5月14日(水)まで、次のホームページからダウンロードする。

[高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ]

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/soumu/shisetsukanri_ka/4531.html

(2)参加表明書作成に関する質疑書の提出について

ア 提出期間:令和7年4月14日(月)から令和7年5月8日(木)午後5時30分まで

イ 提出方法:電子メールにて事務局に送付すること。

件名は「高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務プロポーザル質疑書」と記載し、本文の先頭には「参加表明者名、住所、電話番号、担当者」を明記すること。

質疑内容は本文中に記載し、添付ファイルは付けないこと。

(3)参加表明書作成に関する質疑書の回答について

令和7年5月12日(月)に次のホームページにて質疑書の回答を掲載する。

[高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ]

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/soumu/shisetsukanri_ka/4531.html

(4)参加表明書の提出について

1)参加表明書の提出

ア 提出期間:令和7年4月14日(月)から令和7年5月14日(水)まで [※必着]

イ 提出方法:事務局に持参又は郵送(郵送による場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう発送すること)。

メール・FAXによる受付は行わない。

持参による提出期間内の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時30分までとする。

(※ただし、正午から午後12時45分までを除く。)

ウ 提出内容:下記の提出書類及び電子データ

様式	提出書類	サイズ	提出部数
様式1	参加表明書	A4	1部
様式2	参加資格確認書	A4	1部
様式3	管理技術者・担当技術者(意匠・構造)の経験・実績確認書	A4	1部
様式4	担当技術者(電気・機械)の経験・実績確認書	A4	1部
様式 A	設計共同体協定書(写し)	A4	1部
様式5	参加表明書チェックリスト	A4	1部
—	一級建築士事務所としての登録を証するもの(写し)	A4	1部
—	設計業務実績の確認書類 ※1	A4	1部
—	各技術者の資格証の写し ※2	A4	1部
—	単体企業又は設計共同体の代表構成員が法人であることが確認できる履歴事項全部証明書(写し可) ※3	A4	1部

※1 参加資格確認書(様式2)に記載した設計業務実績について、実績が確認できる契約書の写し及び確認申請書・計画通知書等にて用途・延べ面積が確認できる書類を添付すること。

※2 管理技術者・担当技術者(意匠・構造)の経験・実績確認書(様式3)及び担当技術者(電気・機械)の経験・実績確認書(様式4)に記載する技術者の評価対象となる資格については、資格証の写しを添付すること。

※3 令和7年度において、高石市契約規則第6条第1項に規定する入札参加資格を有する者に登録されている場合は提出不要とする。

エ 電子データ:提出書類一式のデータ(PDF)を記録した CD-R を1枚提出すること。

2)配置予定技術者について

ア 技術者の配置要件

- a 管理技術者及び意匠・構造・電気・機械の業務分野における担当技術者を配置すること。
- b 管理技術者は、業務の技術上の管理及び総括を行うこと。
- c 担当技術者は、成果物の作成に直接関わること。
- d 管理技術者は、各担当技術者を兼任していないこと。
- e 担当技術者は、他の業務分野の担当技術者を兼任していないこと。
- f 管理技術者は、一級建築士の資格を有していること。
- g 各担当技術者は、本説明書 P14の「2)技術者の評価(別表2)」にある資格を、分担業務分野に合わせていずれか一つを有していること。
- h 管理技術者及び各担当技術者は、発注者との定例的な打合せに毎回出席できること。

イ 技術者の雇用関係

- a 管理技術者は、参加表明書提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、設計共同体の場合は、代表構成員に所属していること。
- b 意匠担当技術者は、参加表明書提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、設計共同体の場合は、代表構成員に所属していること。

ウ 配置予定技術者の変更

本業務委託における管理技術者、各担当技術者は参加表明書に記載された者から、原則として変更できない。ただし、やむを得ないと発注者が認める場合であって、同等以上の能力を有している技術者であると確認できた場合はこの限りではない。

3)提案書提出者の選定基準について

本プロポーザル参加表明者の「企業の評価」及び「技術者の評価」をもって採点し、評価点(50点満点)の高い者から上位3者を提案書提出者に選定する。なお、参加表明者が3者に満たない場合であっても本プロポーザルは成立するものとし、全参加表明者を提案書提出者として選定する。

※選定基準の詳細は「6. 提案書提出者及び最優秀提案者の選定基準」による。

(5)提案書提出者の選定結果通知について

提案書提出者の選定結果通知:令和7年5月19日(月)発送

提案書提出者を選定し、選定された者に対して提案書の提出要請を記載した「選定通知書」を送付する。また、選定されなかった者に対しては、「非選定通知書」を送付する。

(6)提案書作成に関する質疑書の提出について

- 1)提出期間:令和7年5月21日(水)から令和7年5月30日(金)午後5時30分まで
- 2)提出方法:電子メールにて事務局に送付すること。

件名は「高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務プロポーザル質疑書」と記載し、本文の先頭には「提案書提出者名、住所、電話番号、担当者」を明記すること。
質疑内容は本文中に記載し、添付ファイルは付けないこと。

(7)提案書作成に関する質疑書の回答について

令和7年6月4日(水)に次のホームページにて質疑書の回答を掲載する。

[高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ]
https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/soumu/shisetsukanri_ka/4531.html

(8)提案書の提出について

1)提案書の提出

- ア 提出期間:令和7年6月9日(月)から令和7年6月20日(金)午後5時30分まで
- イ 提出方法:事務局に持参すること。メール・FAXによる受付は行わない。
持参による提出期間内の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時30分までとする。
(※ただし、正午から午後12時45分までを除く。)

ウ 提出内容:下記の提出書類及び電子データ

様式	提出書類	サイズ	提出部数
様式6	提案書	A4	1部
—	技術提案書	A3 (2枚以内)	10部
様式7	価格提案書	A4	1部
様式8	提案書チェックリスト	A4	1部

エ 電子データ:提出書類一式のデータ(PDF)を記録した CD-R を1枚提出すること。

2)技術提案書の作成について

- ア 技術提案書は、A3用紙2枚までに考え方を文章で記載すること。
- イ 文字の大きさは10.5pt以上とする。ただし、図表等を縮小して添付する場合は、判別可能な範囲で10.5pt以下でも可とする。
- ウ 枠取り(15mm)を行い、用紙の片面のみを使用すること。
- エ 記載内容を補完するための写真・イラスト・スケッチ・イメージ図は使用できるが、具体的な設計図・模型は使用できない。
- オ 用紙は横使いとし、レイアウト・着色は自由とする。
- カ 審査の公平性を確保するため、用紙の中に提案書提出者名の表示や、その提案者を特定できる表現は一切記入しないこと。

3)技術提案書のテーマについて

技術提案書は、「高石消防署(高師浜出張所)整備基本計画」及び「高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託 特記仕様書」を踏まえ、次のテーマに基づき作成すること。

技術提案書のテーマ	
建築計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・消防業務の特殊性を考慮した執務環境、空間構造及び動線計画の考え方について ・計画地における建築基準法等の法規制に対する施設配置及び階層構成の考え方について ・災害時における災害対策拠点としての機能不全がなく、施設運営ができる構造や設備など建物性能の考え方について ・災害時のインフラ途絶の際においても、一定期間自立した消防施設として機能保持する考え方について
環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設として環境負荷やエネルギーコスト削減に向けた効果的な考え方について
維持管理の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の改修や設備更新等のメンテナンスを容易にし、ランニングコストの低減を図るなど、施設の長期利用の視点に立った公共施設としてふさわしい考え方について

(9)プレゼンテーション審査について

1)実施概要

審査は提案書提出者「以下、提案者」による技術提案書のプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリングにて実施し、提案者の「企業・技術者の評価」、「技術提案書の評価」、「価格評価」をもって採点し、総合評価点(100点満点)の最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。なお、プレゼンテーション審査を欠席した選定委員は評価しない。

※選定基準の詳細は「6. 提案書提出者及び最優秀提案者の選定基準」による。

2)プレゼンテーションについて

プレゼンテーションは、提案書及びプレゼンテーション資料(パワーポイント等)を用いて行う。プレゼンテーション資料は提案書を補足するものとし、提案書に基づかない内容や具体的な設計図、提案者を特定できる記載は認めない。なお、それらに違反した提案者に対してはただちにプレゼンテーションを中止する。

プレゼンテーションの手順は、提案者より選定委員へプレゼンテーションを行った後、各選定委員よりヒアリングを行う。なお、プレゼンテーション時間は15分以内とし、ヒアリング時間は20分以内とする。

ア 実施日時:令和7年7月1日(火)[※時刻の詳細は、提案書提出者選定時に通知する。]

イ 実施場所:高石市役所[※場所の詳細は、提案書提出者選定時に通知する。]

ウ 準備機器:プレゼンテーションに必要な PC[※プロジェクター及びスクリーンは事務局にて用意する。]

(10)最優秀提案者の選定結果通知について

- 1)選定結果通知書:令和7年7月上旬発送予定
提案者に対して「選定結果通知書」を送付する。

(11)評価結果の公表について

- 1)最優秀提案者を選定後、次のホームページにて評価結果を掲載する。
[高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ]
https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/soumu/shisetsukanri_ka/4531.html

2)公表内容

- ア 最優秀提案者の名称及び評価点
- イ 最優秀提案者の選定理由
- ウ 参加者の名称(申込順)
- エ 提案書提出者の選定結果(点数順)
- オ 最優秀提案者の選定結果(点数順)

5. 高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託に係る公募型プロポーザルの参加資格要件

本プロポーザルの参加資格要件は、参加表明書提出時点で以下に該当するものとする。

- (1)本業務の履行形態は、単体企業又は設計共同体とする。
- (2)設計共同体は自主結成とし、構成員数は2社とする。
- (3)設計共同体の構成員の組合せは、代表構成員の参加資格を満たす者と、他の構成員の参加資格を満たす者との組合せとする。ただし、本業務に別途参加表明している他の設計共同体の構成員を兼ねる(以下、「構成員の重複」という。)ことができない。また、別途単体企業として申請(以下、「単体の重複」という。)することができない。なお、構成員の重複の場合は、当該構成員の属する全ての設計共同体の参加資格を認めないものとし、単体の重複の場合は、設計共同体の申請を優先するものとし、当該単体企業の参加資格を認めないものとする。
- (4)設計共同体の代表構成員の構成比率は、全構成員の過半数を占めるものとする。
- (5)代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大とする。
- (6)他の構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。
- (7)単体企業及び設計共同体(代表構成員及び他の構成員)の参加資格は、以下の要件に全て該当するものとする。
 - 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - 2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - 3) 高石市競争入札指名停止要綱(令和3年4月1日施行)による指名停止措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。
 - 4) 高石市契約に係る暴力団排除措置要綱(平成24年高石市告示第85号)による入札等除外措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。
 - 5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていないもの又は申立てをなされていないものであること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす。なお、再生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。
 - 6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。))第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていないもの又は更生手続開始の申立てをなされていないものであること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けたものについては、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は更生手続開始の申立てをなされなかったものとみなす。なお、更生計画の認可の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。
 - 7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しているもの又は基準日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしていないもの。
 - 8) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - 9) 単体企業及び設計共同体の代表構成員の参加資格は次に該当するものとする。
 - ア 国内において、平成22年4月1日から本業務参加表明書提出日までの間に完了した次に掲げる a、b いずれかの業務の履行実績を元請けとして有するものとする。ただし、履行が設計共同体であった場合は、代表構

成員として履行した業務に限るものとする。

a 延べ面積 1,000 m²以上の「同種施設」の新築又は増改築に係る基本設計業務又は実施設計業務

b 延べ面積 2,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築に係る基本設計業務又は実施設計業務

※「同種施設」は、消防署・消防学校・防災センターの公共建築物の用途とする。

※「類似施設」は、病院・保健所・庁舎・教育施設の公共建築物の用途とする。

※同種施設、類似施設に該当する用途の用語の定義

・「消防署」とは、消防組織法(昭和 22 年法律第 52 号)第10条により規定するもの。

・「消防学校」とは、消防組織法第51条により規定するもの。

・「防災センター」とは、災害対策本部を設置するような危機の発生時において、情報収集・整理・伝達するために設けられている公共建築物。

・「病院」とは、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第1条の5により規定するもの。

・「保健所」とは、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第5条により規定するもの。

・「庁舎」とは、国・地方公共団体その他公共機関等がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除く。

・「教育施設」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条、第124条又は第134条による。

・「公共建築物」とは、国・地方公共団体その他公共機関発注の建築物。

・「国・地方公共団体その他公共機関」とは、国、地方公共団体、公共法人、公益法人とする。

※複合施設の場合は該当用途の合計面積とする。

※増改築の場合は増改築部分の面積とする。

※同種施設で複数の施設の実績がある場合は、合計面積[類似施設として計上]を認める。

イ 法人格を有すること。

ウ 大阪府内に本店又は支店等があること。

エ 本業務に管理技術者として一級建築士の資格を有する技術者を配置できる者。

10)設計共同体の他の構成員の参加資格は次に該当するものとする。

・本業務に最低1名以上の担当技術者を適正に配置できる者

(8)参加資格の取消し

参加表明書の提出日から最優秀提案者の選定結果を通知するまでに、参加資格要件の内、いずれかを満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すものとする。

6. 提案書提出者及び最優秀提案者の選定基準

(1) 提案書提出者の選定基準

企業の評価及び技術者の評価をもって採点し、評価点(50点満点)の高い者から上位3者を提案書提出者に選定する。また、評価点が同一の場合は次の優先順位の順に評価点の高い者を上位者とする。

1) 優先順位1: 設計業務の実績と携わった立場の評価点

2) 優先順位2: 専門分野の技術者資格の評価点

[提案書提出者の選定基準表]

評価項目		評価の視点		配点	小計	
企業の評価	設計業務実績 (様式2)	平成22年4月1日から参加表明書提出日現在までの間に完了した企業の基本設計業務又は実施設計業務実績を(別表1)より評価する。		5点	5点	
技術者の評価	専門分野の技術者資格 (様式3) (様式4)	各技術者の保有資格を評価する。 【配点×(別表2)の乗数】	担当技術者	意匠	5点	20点
				構造	5点	
				電気	5点	
				機械	5点	
	設計業務の実績と携わった立場 (様式3) (様式4)	各技術者の技術力を平成22年4月1日から参加表明書提出日現在までの間に同種・類似の実績と携わった立場から評価する。 【配点×(別表3)の乗率 ×(別表4)の乗率】	管理技術者		5点	25点
			担当技術者	意匠	5点	
構造				5点		
電気				5点		
			機械	5点		
合計					50点	

(2)最優秀提案者の選定基準

総合評価点(100点満点)の最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。また、総合評価点が同一の場合は次の優先順位の順に評価点が高い者を最優秀提案者とする。

1)優先順位1:技術提案書の評価点

2)優先順位2:価格提案の評価点

ただし、総合評価点の最低基準点は65点とし、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、当該業務の受託候補者として選定しないものとする。

[最優秀提案者選定基準表]

評価項目	評価の視点	配点	小計	
企業・技術者の評価	(1)提案書提出者の選定基準における評価と同じ	20点 (傾斜配点)	20点	
技術提案書の評価	技術提案書によって、その的確性(設計条件との整合性が取れているか等)、獨創性(工学的知見に基づく獨創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。 下記の評価の視点に対して【配点×(別表5)の乗率】にて算出する。		60点	
	建築計画の考え方	・消防業務の特殊性を考慮した執務環境、空間構造及び動線計画の考え方について		10点
		・計画地における建築基準法等の法規制に対する施設配置及び階層構成の考え方について		10点
		・災害時における災害対策拠点としての機能不全がなく、施設運営ができる構造や設備など建物性能の考え方について		10点
		・災害時のインフラ途絶の際においても、一定期間自立した消防施設として機能保持する考え方について		10点
	環境配慮の考え方	・公共施設として環境負荷やエネルギーコスト削減に向けた効果的な考え方について		10点
維持管理の考え方	・将来の改修や設備更新等のメンテナンスを容易にし、ランニングコストの低減を図るなど、施設の長期利用の視点に立った公共施設としてふさわしい考え方について	10点		
価格提案の評価	提出された価格提案書(様式7)について評価する。 【配点×(別表6)の乗率】	20点	20点	
総合評価点 合計			100点	

(3)各評価項目

1)企業の評価

ア 設計業務実績

企業の平成22年4月1日から参加表明書提出日現在までの間に完了した新築又は増改築工事に係る、同種の基本設計業務又は実施設計業務実績を別表1より評価する。

(別表1)

実績種別	評価基準	配点
同種業務(1)	延べ面積 3,000 m ² 以上の「同種施設」	5点
類似業務(1)	延べ面積 4,000 m ² 以上の「類似施設」	
同種業務(2)	延べ面積 2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満の「同種施設」	3点
類似業務(2)	延べ面積 3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満の「類似施設」	
同種業務(3)	延べ面積 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満の「同種施設」	1点
類似業務(3)	延べ面積 2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満の「類似施設」	

※「同種施設」は、消防署・消防学校・防災センターの公共建築物の用途とする。

※「類似施設」は、病院・保健所・庁舎・教育施設の公共建築物の用途とする。

※同種施設、類似施設に該当する用途については、本説明書10ページの「※同種施設、類似施設に該当する用途の用語の定義」による。

※複合施設の場合は該当用途の合計面積とする。

※増改築の場合は増改築部分の面積とする。

※同種施設で複合の施設の実績がある場合は、合計面積[類似施設として計上]を認める。

2)技術者の評価

ア 専門分野の技術者資格

分担業務分野について、各専門分野の技術者資格の内容を評価する。

担当技術者ごとに【配点×(別表2)の乗率】を算出し評価点とする。

(別表2)

分担業務分野	評価する技術者資格	配点に対する乗率
意匠	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.6
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.6
電気	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士又は建築設備士又は技術士(電気電子部門)	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.6
	二級電気工事施工管理技士又は二級建築士	0.4
機械	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士又は建築設備士又は技術士(衛生工学部門・機械部門)	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.6
	二級管工事施工管理技士又は二級建築士	0.4

イ 設計業務の実績と携わった立場

各技術者の技術力を平成22年4月1日から参加表明書提出日現在までの間に完了した新築・増改築に係る、同種・類似の基本設計業務又は実施設計業務の実績と携わった立場から評価する。

各技術者の実績に【配点×(別表3)の乗率×(別表4)の乗率】を算出し、評価点とする。

なお、業務実績を2件申請する場合の実績種別の評価は、(別表3)の配点に対する乗率の高い方の実績を評価対象とする。

(別表3)

実績種別	評価基準	配点に対する乗率
同種業務(1)	延べ面積 3,000 m ² 以上の「同種施設」	1.0
類似業務(1)	延べ面積 4,000 m ² 以上の「類似施設」	
同種業務(2)	延べ面積 2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満の「同種施設」	0.8
類似業務(2)	延べ面積 3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満の「類似施設」	
同種業務(3)	延べ面積 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満の「同種施設」	0.6
類似業務(3)	延べ面積 2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満の「類似施設」	
同種業務(4)	延べ面積 1,000 m ² 未満の「同種施設」	0.4
類似業務(4)	延べ面積 2,000 m ² 未満の「類似施設」	
その他	その他の建築物	0.2

※「同種施設」は、消防署・消防学校・防災センターの公共建築物の用途とする。

※「類似施設」は、病院・保健所・庁舎・教育施設の公共建築物の用途とする。

※同種施設、類似施設に該当する用途については、本説明書 P10の「※同種施設、類似施設に該当する用途の用語の定義」による。

※複合施設の場合は該当用途の合計面積とする。

※増改築の場合は増改築部分の面積とする。

※同種施設で複合の施設の実績がある場合は、合計面積[類似施設として計上]を認める。

(別表4)

過去の実績での立場	管理技術者の配点に対する乗率				各担当技術者の配点に対する乗率			
	1件	0.8	2件以上(※3)	1.0	1件以上			1.0
管理技術者(※1)	1件	0.8	2件以上(※3)	1.0	1件	0.8(※2)	2件以上(※3)	1.0(※2)
主任・担当技術者	1件	0.6	2件以上(※3)	0.8	1件	0.6	2件以上(※3)	0.8
その他(担当者等)	1件	0.2	2件以上(※3)	0.4	1件	0.6	2件以上(※3)	0.8

※1 総括責任者等の総括的立場を含む。

※2 過去の実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

※3 2件以上の実績を申請する場合、それらの過去の実績での立場が同じ場合に限り認める。

3)技術提案書の評価

技術提案書の各項目を(別表5)により評価を行い、その評価に対する乗率を各項目の配点に乘じ、委員の平均値を各提案書の評価点とする。(小数点第3位を四捨五入)

(別表5)技術提案書に対する評価基準

	評価	配点に対する乗率
A	優れてる	1.00
B	やや優れている	0.75
C	普通	0.50
D	やや劣っている	0.25
E	劣っている	0.10

4)価格提案の評価

提案された価格について【配点×(別表6)の乗率】を算出し、評価点とする。なお、提案された価格が本市の示す提案限度額を上回る場合は「失格」とする。

(別表6)

配点に対する乗率(小数点第3位を四捨五入)
※最低価格 / 提案額

[※最低価格とは、提案書提出者のうち最も低く提案された価格をいう。]

- ・過度な低価格提案による価格評価を防止するため、最低基準価格として「市が別途定める価格」を設ける。
- ・最低価格となる提案額が「市が別途定める価格」を下回った場合は、「市が別途定める価格」を最低価格として評価する。
- ・提案額が「市が別途定める価格」を下回った提案者の提案額については、その額を「市が別途定める価格」に置き換えて評価する。[※ただし、契約の際は、実際の提案額以内の金額にて契約締結する。]
- ・市が別途定める価格は、提案限度額を基に下記の計算式より算出した額とする。なお、その価格は事前に公表しない。(「市が別途定める価格」=直接人件費+特別経費+技術料等経費×60%+諸経費×60%)

7. 高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務 特記仕様書

- ・別紙「高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務 特記仕様書」による。

8. 契約締結

- (1)最優秀提案者となった提案者は、速やかに本市と随意契約の締結に向けた交渉を行う。
- (2)最優秀提案者との交渉が不調となった場合は、次点提案者と契約締結に向けた交渉を行う。
- (3)最優秀提案者(最優秀提案者との交渉が不調になった場合の次点提案者を含む。)との契約交渉が成立した際は、当該提案者を本業務の受託者として決定し、契約締結を行う。
- (4)契約方法は随意契約とし、契約金額は原則として価格提案書の提案額以内の金額とする。ただし、本市との協議の上で仕様書等に変更が生じる場合はこの限りではない。
- (5)委託料の支払いについては、令和7年度と令和8年度に分割して支払う。
 - ・令和7年度支払限度額:契約金額の10分の3以内
 - ・令和8年度支払限度額:支払済額を除く全額

9. 留意事項

(1) 失格事項

以下のいずれかに該当する者は失格とする。

- ア 本説明書に示された内容に適合しないもの
- イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの
- カ プレゼンテーション審査を欠席した者

(2) 注意事項等

- ア 参加表明書及び提案書の作成等、本プロポーザルに要する一切の費用は提出者の負担とする。
- イ 参加表明書及び提案書提出後の差し替え・修正・追加等は認めない。ただし、選定委員からの要請があった場合はこの限りではない。
- ウ 参加表明書及び提案書は、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- エ 参加表明書及び提案書は返却しない。
- オ 選定された技術提案書の著作権は高石市に帰属するものとし、その他については各提出者に帰属する。
- カ 選定された技術提案書の内容について、協議の上一部変更することがある。
- キ 選定された技術提案書の内容によって、協議の上仕様書を一部変更することがある。
- ク 提出書類や選定結果(不採用となった団体の名称、審査結果を含む)は高石市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- ケ 提出者の資格要件を失った場合、その時点でプロポーザルに参加できなくなる。
- コ 辞退する場合は、参加表明書提出者名を記載した書面にて辞退届を提出すること。
- サ 最優秀提案者選定までの間に、提案者から選定委員に対して故意の接触があったと認められた場合は、当該提案者を選定対象から除外するものとする。

(3) 最優秀提案者に選定された者が次のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- ア 府警からの通報等があった場合
- イ 失格事項に該当した場合

10. 関係資料等

(1) 本業務に必要な既存図書等

1) 計画地平面測量調査資料

[高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ]

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/soumu/shisetsukanri_ka/4531.html

2) 既存施設竣工図

[高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ]

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/soumu/shisetsukanri_ka/4531.html

(2) 本業務に関する高石市の計画等

1) 高石市消防庁舎建設基本構想(令和6年9月策定)

[高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ]

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/soumu/shisetsukanri_ka/4531.html

2) 高石消防署(高師浜出張所)整備基本計画(令和7年1月策定)

[高石消防署(高師浜出張所)改築工事設計業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ]

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/soumu/shisetsukanri_ka/4531.html

3) 第5次高石市総合計画(令和3年3月策定)

[高石市総合政策部企画課のホームページ]

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/sougouseisaku/kikaku_ka/daigojisoukei/1616549430042.html

4) 高石市国土強靱化地域計画(令和3年3月策定)

[高石市総合政策部危機管理課のホームページ]

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/sougouseisaku/kikikanri_ka/keikaku/kokudokyoujinka.html

5) 高石市ゼロカーボンシティの実現に向けた地域脱炭素計画(令和5年3月策定)

[高石市土木部環境政策課のホームページ]

https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/doboku/seikatu_kankyou_ka/carbonneutral/3579.html